

提出意見及びこれに対する県の考え方

意見提出者数 3 件

反映区分
A 改正案に反映しました。(ご意見の趣旨を既に案に記載している場合を含みます。)
B ご意見の趣旨等は既に規定しています。
C ご意見の趣旨は今後の取組の参考とします。(ガイドラインへの反映を含む。)
D 改正案に反映できません。
E その他(質問・感想など)

No	区分	意見要旨	反映区分	理由
1	駐車場	駐車場の規定がまた変わるが、パーキング・パーミット制度を本格的に導入する気なら規則に入れるべきではないのか。	C ご意見の趣旨は今後の取組の参考とします。(ガイドラインへの反映を含む。)	県では、令和4年度条例改正により県及び事業者の責務として、新たに「施設利用に係る適正な配慮の促進」を規定しました。 御意見にあるパーキング・パーミット制度は、この規定の趣旨に基づき、障害者等が必要とする区画を利用しやすくするための施策として開始したものです。整備基準は、公共的施設等の構造及び設備を定めるものであるため、規則に位置付けることは馴染まないものと考えております。 パーキング・パーミット制度が実効性のある施策となるよう、引き続き制度周知及び事業者に対する制度協力を働き掛けていきます。
2	便所	今回改正内容の工場・事務所への障害者用便房ですが、おむつ替えシートまで必要でしょうか？ オストメイト、車いす対応は理解できますが、義務化までの必要度が不明のため、審査時に判断ということにはできないでしょうか？大規模事業所で、保育所が付属するような場合を想定されているとしても、工場部分での必要性が理解できません。	A 改正案に反映しました。(ご意見の趣旨を既に案に記載している場合を含みます。)	「乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備」は、官公庁舎・学校等を除く教育文化施設・医療施設・商業施設など不特定かつ多数の乳幼児同伴者の利用が見込まれる施設のうち一定規模以上のものを対象として遵守規定を課すこととしました。 また、上記以外の施設であっても、不特定かつ多数の乳幼児同伴者の同伴が見込まれる場合には、設置に努めていただく(努力規定)こととしましたが、それ以外の施設は設置に関する規定を設けないこととしました。 したがって、御意見の工場・事務所については、例えば工場見学のためのエリアを有している場合や事業所内保育スペースなど、不特定かつ多数の乳幼児同伴者の利用が見込まれる場合を除き、「乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備」に関する設置義務は課されません。
3	視覚障害者誘導用ブロック	今回の改正には、上がっていませんが、点字ブロックについて、ご検討お願いしたいです。 黄色で、5mm以上ないと、認定不適合になってしまいますが、これを実勢に応じて検討できるようにしていただきたいです。ベビーバギー、高齢者の手押し車など、車輪の細いものは、点字ブロックがあると走行に大変困ります。そのため、2.5mmとか3mmの高さの商品も出ているのですが、それだと認定が取れません。 バギー使用者の頻度が高いと判断されるような場合に、たかさの低いものでも認めてもらえないでしょうか？ 点字ブロックの必要性に異議を唱えるものではありません。5mmの合理的な必要性を検討できる余地を設けてもらいたいと思います。	B ご意見の趣旨は既に規定しています。	視覚障害者誘導用ブロックの構造について、県ではJ I S規格(JIS T9251：視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列に関する規定)に定める仕様とすることを求めています。 これは、視覚障害者誘導用ブロックを道しるべとする視覚障害者等にとって、多種多様な規格が使用されると、誤認を招く事態が想定され、誘導の目的を十分に果たせなくなることが懸念されるためです。 このJ I S規格では、突起の寸法を5mmと定めているため、視覚障害者誘導用ブロックとして、2.5mmのものを採用することは認めていません。 一方、御意見にあるようにベビーバギーや高齢者の手押し車など車輪の細いものの円滑な通行に支障が生じる場合も考えられることから、整備基準では、施設の利用状況に応じ視覚障害者用誘導ブロック以外の誘導方法の採用も可能としており、例えば音声装置や誘導チャイム、誘導用マット(凹凸の代わりに音の違い(音を吸収するかしないか)で存在を知らせるもの)による対応も可能としています。